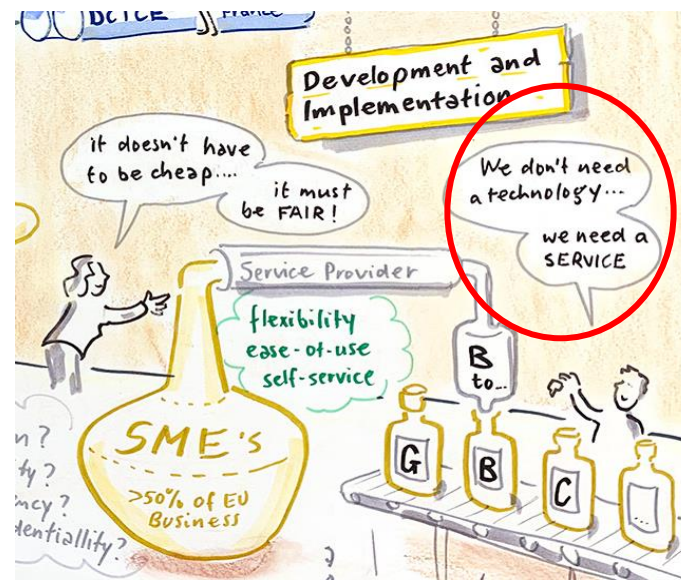
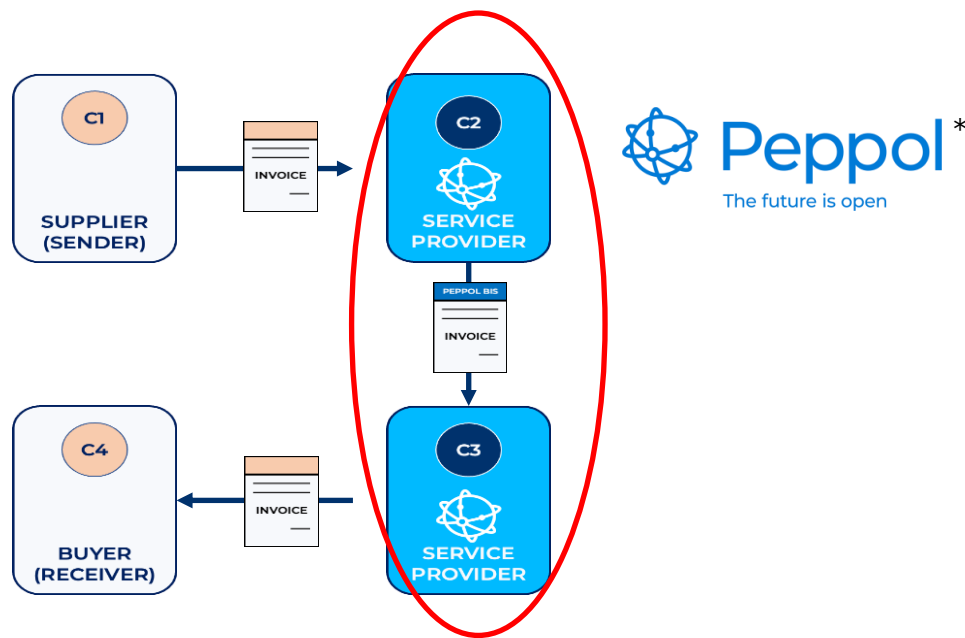


デジタルインボイス（Peppol e-invoice）について

Peppolとは何か。Peppolの「普及」と「定着」とはということか。

Peppol（ペポル）は、具体的な「サービス」「プロダクト」ではなく、electronic invoice（e-invoice）の標準仕様。



したがって、Peppolの技術的な要素の理解をユーザーに促すのではなく、民間のService ProviderやSolution ProviderがPeppolに対応した具体的な「サービス」「プロダクト」（Peppol e-invoice）をユーザーに提供し（＝“普及”）、ユーザーがそのbenefitsを実感できるようにすること（＝“定着”）が重要。

*Peppol（ペポル）とは、電子インボイスの国際的な標準仕様。OpenPeppolという国際的非営利団体（ベルギー）が管理するものであり、欧州をはじめ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドや日本など30か国以上で採用されている仕組み。日本は、2021年9月、デジタル庁が日本の管理局（Japan Peppol Authority）となり活動し、日本のデジタルインボイスの標準仕様（JP PINT）を策定・公表済。

紙の請求書からデジタルインボイス（Peppol e-invoice）へ～

紙の請求書

電子インボイス

デジタルインボイス
(Peppol e-invoice)

非標準仕様

非構造化
データ

非標準仕様

非構造化
データ

非標準仕様

構造化
データ

標準仕様

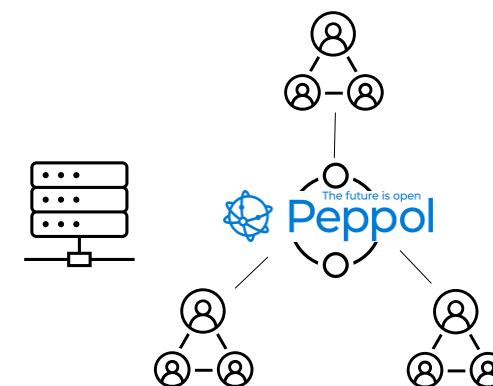
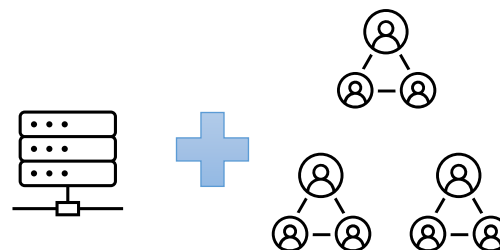
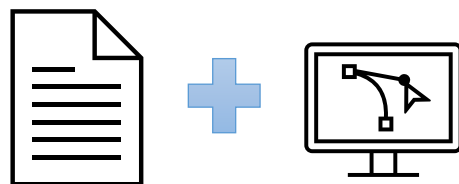
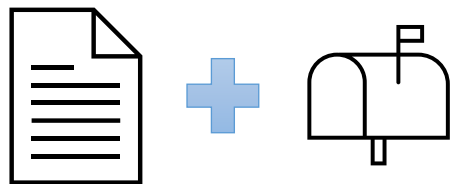
構造化
データ

- 請求書の印刷（紙の請求書）
- 印刷された請求書の郵送

- 紙の請求書のスキャン
- スキャンデータの自動処理

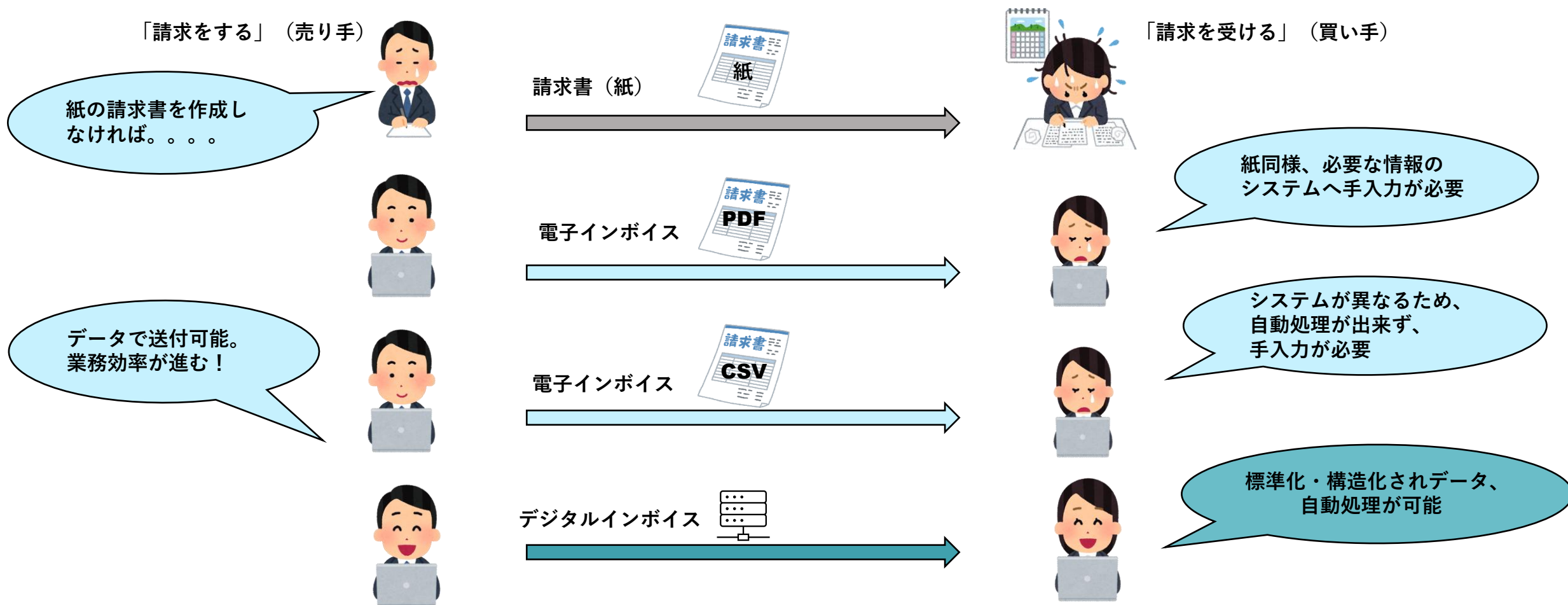
- 構造化データの送受信
- ただし、システムの差異により自動処理が困難

- 標準化された構造化データの送受信
- システムの差異を問わず、自動処理が可能



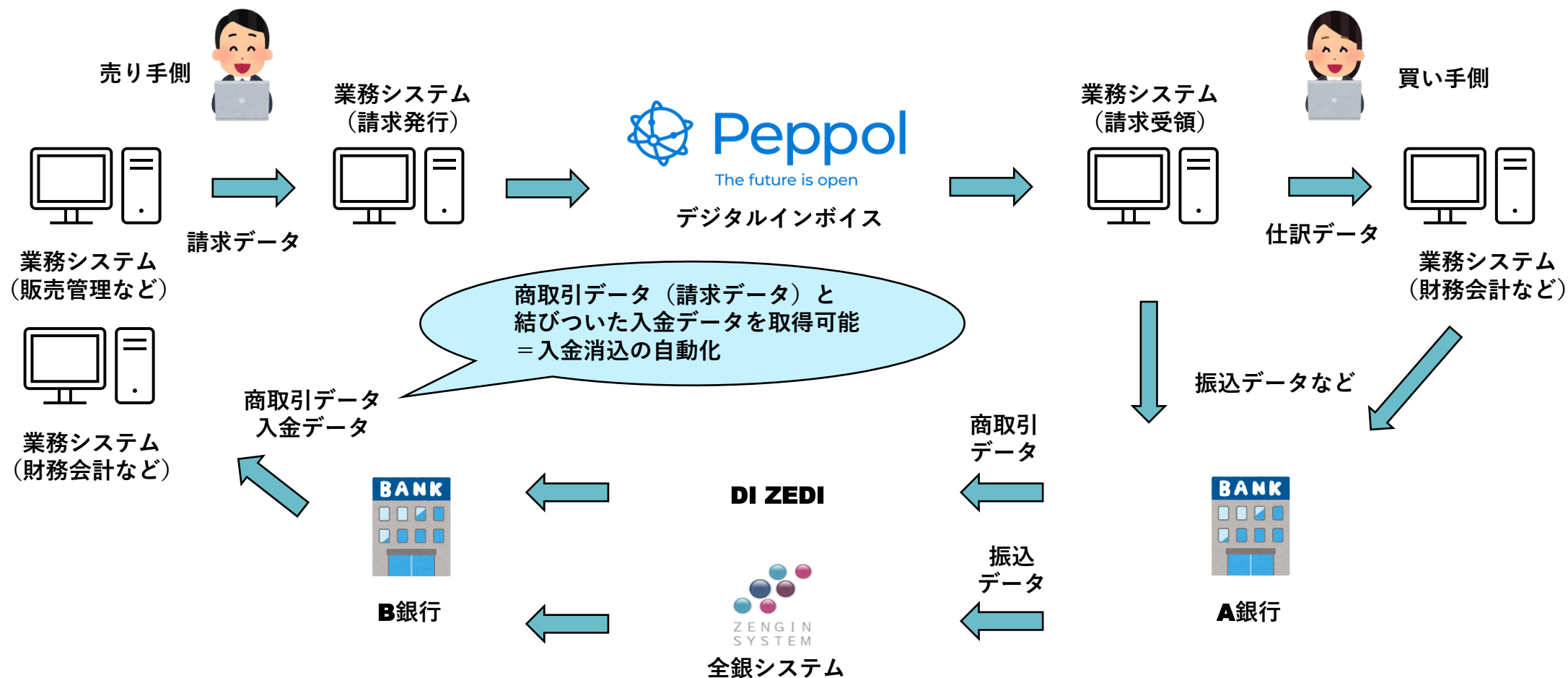
デジタルインボイスとは？

デジタルインボイスとは、請求情報（請求に係る情報）を、売り手のシステムから、買い手のシステムに対し、人を介することなく、直接データ連携し、自動処理される仕組み。その際、売り手・買い手のシステムの差異は問わない。



デジタルインボイスを活用した「自動処理」とは？

デジタルインボイスを活用した「自動処理」の恩恵は、「買い手」の効率化にとどまらない。例えば、「売り手」は、自らが提供した請求に係る情報を入金情報と結びつけたデータで受領することで、**入金消込の自動化**も実現可能。



インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議（令和5年9月29日）

河野デジタル大臣・岸田総理のご発言

○ 河野デジタル大臣のご発言

- ・ インボイスのやり取りを含めて、バックオフィス業務をデジタル完結させることは、いまや世界的なトレンドとなっている。日本におけるインボイス制度の実施も、事業者の実務のみならず経済活動そのもののデジタル化する一層の好機になると考える。
- ・ デジタル庁では、Peppol（ペポル）と呼ばれるインボイスの国際標準仕様をベースに、日本のデジタルインボイスの標準仕様を策定している。現在、国内外の数多くのプロバイダーが、それを用いたサービスの展開を進めているところ。
- ・ 中小事業者も含めた事業者は、デジタルインボイスを活用することで、受発注、記帳、あるいは入金消込といった一連のバックオフィス業務をデジタル完結させることができるようになる。税務申告を含め、手入力の作業を大幅に軽減することができるようになる。また、経営のリアルタイム把握が可能となるなど、新たな付加価値を享受することもでき、事業全体の生産性の向上・成長にもつなげることができる。
- ・ また、民間事業者の中では、取引情報を送金データに付加する全国銀行協会のZEDI（ゼディ）などを活用した「請求と決済の連携」の必要性の認識も高まりつつあると聞く。取引全体をデジタル化することで、こうした付加価値が高まっていくので、連携は非常に重要。関係省庁や民間ともしっかり連携の上、必要な取り組みを行っていきたい。

○ 岸田総理のご発言

- ・ インボイス制度は、軽減税率の導入から4年の準備期間を経て、10月から開始される。
- ・ インボイス発行事業者の登録申請は順調に進んでいる一方、一部、中小・小規模事業者の方から取引上不当な扱いを受けるのではないかと、といった不安の声も上がっている。
- ・ 中小・小規模事業者は我が国経済にとって重要な役割を担っており、安心して事業に従事していただくための環境を整備していくことが大事である。
- ・ このため、事業者の立場に立って、税務執行上、柔軟かつ丁寧に対応していくとともに、事業者の悩みを的確に把握し、きめ細かく取り組んでいくこととし、この会議において制度の実施状況等をフォローアップして、一つ一つの課題にしっかりと対応していきたい。
- ・ 各大臣においては、政府一丸となって、事業者の抱える不安を解消するとともに、これを取引環境の改善、取引のデジタル化や自動処理の推進につなげるよう、今後とりまとめる経済対策において支援策を盛り込み、必要な支援を実施するよう取り組んでいただきたい。